

2. 女性研究者キャリア・デザインラボの設立

2-1. ラボ設置要綱

「多様な人材活用推進委員会」において「女性研究者キャリア・デザインラボ設置要綱」を策定し、ラボ設立の目的や業務、構成員の任命方法などについて、定めた。設置要綱は、以下の通りである。

大阪大学女性研究者キャリア・デザインラボ設置要綱

(設置)

第1条 大阪大学（以下「本学」という。）に、女性研究者キャリア・デザインラボ（以下「ラボ」という。）を置く。

(目的)

第2条 ラボは、本学の女性研究者が仕事と家庭との両立を図りつつ、高水準の研究を継続することができるよう多面的な支援を行うとともに、次世代の女性研究者育成に資するためのサポート連鎖を形成することを目的とする。

(業務)

第3条 ラボは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 女性のキャリア・デザインに関する研究・教育に関すること。
- (2) 女性研究者の支援及び次世代の女性研究者育成に関する企画及び立案に関すること。
- (3) 研究支援員制度の実施及び運用に関すること。
- (4) 女性研究者ネットワークの構築に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ラボの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 ラボに、室長、副室長、特任教員及び室員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、ラボに、必要な職員を置くことができる。
- 3 室長は、本学の専任の教授のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 4 室長は、ラボの業務を統括する。
- 5 副室長は2名置くこととし、本学の専任の教員のうちから室長が指名する者をもって充てる。
- 6 副室長は、室長の職務を補佐する。
- 7 室員は、部局長が推薦する本学の専任の教員のうちから室長が指名する者をもって充てる。
- 8 室員は、室長及び副室長の指示に基づき、特任教員と協力してラボの業務を担当

する。

9 副室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 ラボの運営に関し必要な事項は、多様な人材活用推進委員会が審議する。

(事務)

第6条 ラボに関する事務は、事務局関係部課の協力を得て、総務部企画推進課で行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、ラボに関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

2-2. 室員の配置

平成19年9月に、「女性研究者キャリア・デザインラボ」を吹田地区本部福利厚生施設に新設した。(写真)



特任准教授と事務補佐員を公募により雇用し、キャリア・デザインラボ室に配置し、同室を整備した。

平成19年度の構成メンバーは、室長1名(兼任教授)、副室長2名(兼任教授)、室員6名(兼任教授・准教授4名、特任准教授1名、事務補佐員1名)であった。平成20年度からは、多様な人材活用推進委員会委員の交代により、室長及び室員の一部交代があった。平成21年度9月現在で、室長1名(兼任教授)、副室長2名(兼任教授)、室員8名(兼任教授・准教授5名、特任准教授1名、事務補佐員1名、技術補佐員1名)である。